

第9回都留市地域クラブ活動推進協議会資料

令和8年2月10日（火） 16：00～

於：教育プラザ都留 本館大研修室

報告1 地域クラブ活動への展開の取組状況について

報告2 地域クラブ活動体験会の参加状況について

議事1 都留市地域クラブ活動推進協議会会長の変更について

議事2 都留市地域クラブ活動基本方針（案）の変更について

議事3 都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）について

議事4 その他

報告1 地域クラブ活動への展開の取組状況について

令和6年12月より、6種目の地域クラブ活動を実施
(陸上競技・ソフトテニス・バレーボール・卓球・
剣道・ラグビー)

令和8年1月より2種目を追加実施
(軟式野球・相撲)

令和8年2月より1つの活動を追加実施する予定
(吹奏楽)

報告 1 地域クラブ活動への展開の取組状況について

都留市地域クラブ活動競技別人数										R8.1.21 作成							
競技名	性	1年				2年				3年				合計人数		部活動部員数	
学校名		一中	二中	東中	合計	一中	二中	東中	合計	一中	二中	東中	合計	男女別	合計	男女別	合計
陸上競技	男	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	2		0
	女	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
ソフトテニス	男	3	2	2	7	3	4	4	11	0	0	2	2	20	38	63	106
	女	1	0	0	1	7	3	0	10	4	3	0	7	18			
バレーボール	男	5	3	0	8	4	5	0	9	3	2	0	5	22	45	47	100
	女	1	8	1	10	1	7	0	8	1	4	0	5	23			
卓球	男	0	0	0	0	0	1	3	4	0	1	1	2	6	15		73
	女	1	0	2	3	0	0	4	4	0	0	2	2	9			
剣道	男	0	1	0	1	0	1	0	1	0	3	0	3	5	6		11
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1			
ラグビー	男	1	1	0	2	1	1	2	4	4	0	5	9	15	15		11
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
軟式野球	男	0	1	0	1	1	2	2	5	0	0	0	0	6	6		14
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
相撲	男	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	2		1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
吹奏楽	男	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2		45
	女	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
合計		12	19	5	36	17	27	15	59	12	14	10	36	131		301	

陸上競技・ラグビー・相撲は、季節部のため部員数は見込みです

重複登録：男3名（バレーボール・ラグビー）男1名（ソフトテニス・相撲）男1名（相撲・ラグビー）

報告2 地域クラブ活動体験会の参加状況について

都留市地域クラブ活動競技別人数				R8.2.3 作成				合計人数			
競技名	性	谷村第一小学	谷村第二小学	都留文科大学 附属小学校	東桂小学校	宝小学校	禾生第一小学 校	禾生第二小学 校	男女別	合計	
学校名		校	校								
陸上競技	男	1	0	0	0	0	1	0	2	2	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0		
ソフトテニス	男	1	1	0	1	0	0	0	3	5	
	女	0	0	0	1	0	0	1	2		
バレーボール	男	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
	女	0	2	2	2	2	4	0	12		
卓球	男	0	0	0	1	0	0	0	1	1	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0		
剣道	男	0	1	0	0	0	1	0	2	3	
	女	0	1	0	0	0	0	0	1		
ラグビー	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0		
軟式野球	男	1	0	0	0	1	0	0	2	4	
	女	0	0	0	0	2	0	0	2		
相撲	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0		
吹奏楽	男	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	女	0	2	1	0	0	0	0	3		
合計		3	7	3	5	5	6	1	30		195
重複登録2名（バレーボール・軟式野球）											

議事1 都留市地域クラブ活動推進協議会会長の変更について

都留市地域クラブ活動推進協議会設置要綱

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長と副会長各1人を置き、会長は教育長、副会長は中学校校長の代表とする。

2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

(以下省略)

令和7年12月26日に、大竹 太 教育長が就任しましたので、上記設置要綱により、会長を大竹 太教育長に変更します。

議事2 都留市地域クラブ活動基本方針（案）の変更について

文部科学省は、令和7年12月22日に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

その内容にしたがい、都留市地域クラブ活動基本方針を次のような内容に変更したいです。

議事 2 都留市地域クラブ活動基本方針（案）の変更について

都留市地域クラブ活動基本方針 新旧対照表	
新	旧
都留市 <u>認定</u> 地域クラブ活動基本方針	都留市地域クラブ活動基本方針
基本方針	基本方針
<u>休日</u> の <u>認定</u> 地域クラブ活動は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、将来にわたり、本市の子供たちが豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を <u>確保・充実</u> する。	休日の地域クラブ活動は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、将来にわたり、本市の子供たちが豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保する。
1.目指すところ	
<ul style="list-style-type: none"> 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との考えの下、<u>休日</u>の中学校部活動の<u>地域展開</u>を推進する。 子供たち（中学生）が、仲間や異世代との交流の中で、ともにスポーツや文化芸術活動に親しむ、楽しむ、<u>支える</u>、育てるなどの様々な体験ができる環境の整備を目指す。 中学生が、<u>休日</u>の<u>認定</u>地域クラブ活動と平日の学校部活動に違和感なく参加でき、多様なニーズに対応できる持続可能な体制を築く。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との考えの下、休日の中学校部活動の地域移行を推進する。 子供たち（中学生）が、仲間や異世代との交流の中で、ともにスポーツや文化芸術に親しむ、楽しむ、支え合う、育てるなどの様々な体験ができる環境の整備を目指す。 中学生が、休日の地域クラブ活動と平日の学校部活動に違和感なく参加でき、多様なニーズに対応できる持続可能な体制を築く。
2.実施時期	
令和5年度よりできるところから実施をはじめ、 <u>認定地域クラブ活動の体制ができあがるまでは</u> 、中学生の平日と休日の活動が連携できるよう、学校部活動と <u>認定</u> 地域クラブ活動が互いに併存する形とし、地域での活動が可能な種目・活動から地域に <u>展開</u> し、 <u>できるだけ早い時期</u> に休日については、学校部活動を廃止し、 <u>認定</u> 地域クラブ活動の完全実施を目指す。	令和5年度よりできるところから実施をはじめ、令和7年度までは、中学生が平日と休日の活動が連携できるよう、学校部活動と地域クラブ活動が互いに併存する形とし、地域での活動が可能な種目・活動から地域に移行し、令和8年度からの休日については、学校部活動を廃止し、地域クラブ活動の完全実施を目指す。

議事 2 都留市地域クラブ活動基本方針（案）の変更について

<p>3.地域クラブ活動の認定制度</p>	
<p>地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることが主な目的である。</p>	<p>(新設)</p>
<p>地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する活動である。</p>	
<p>市は、地域クラブ活動についての認定要件及び認定手続等の認定制度を構築し、認定された活動を「都留市認定地域クラブ活動」という。</p>	
<p>4.推進体制の整備について</p>	<p>3.運営団体・実施主体について</p>
<p>市は、部活動改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を行う。特に、地域クラブ活動の位置づけ（学校部活動の意義の継承・発展+新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、丁寧に運営団体等への支援や指導助言等を行う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>運営団体は、各実施主体を統括し、運営・管理業務の中核部分を担う。また、スポーツ協会を含めた団体が、運営団体の担い手となるよう体制整備に取り組む。</p>	<p>運営団体は、まず教育委員会が主体となり、体制整備を進める。同時に、スポーツ協会を含めた団体が、運営団体の担い手となるよう体制整備に取り組む。</p>
<p>実施主体は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施する。都留市スポーツ協会・都留市文化協会及びその加盟団体、都留アスリート倶楽部、大学、スポーツ少年団、保護者会等と連携・協力し、今後よりよい体制を検討する。</p>	<p>実施主体については、都留市スポーツ協会・都留市文化協会及びその加盟団体、都留アスリート倶楽部、大学、スポーツ少年団、保護者会等と連携・協力し、今後よりよい体制を検討する。</p>
<p>運営団体・実施主体は、中学生のスポーツや文化芸術活動の活動機会をつくる。その際、中学生の多様なニーズに応えるような活動を意識して取り入れる。</p>	<p>運営団体・実施主体は、中学生のスポーツや文化芸術の活動機会をつくる。その際、中学生の多様なニーズに応えるような活動を意識して取り入れる。</p>

議事2 都留市地域クラブ活動基本方針（案）の変更について

<p>5.活動</p>	<p>4.活動</p>
<p>・文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」等に基づき、活動を行う。</p>	<p>・スポーツ庁及び文化庁の総合的なガイドライン等に基づき、活動を行う。</p>
<p>・週当たり2日以上 of 休養日を設定する。1日の活動時間の目安は平日2時間程度、休日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。</p>	<p>・週当たり2日以上 of 休養日を設定する。1日の活動時間の目安は平日2時間程度、休日3時間程度とする。</p>
<p>・認定地域クラブ活動は、学校その他の市の施設を利用する際には、施設使用の申請を行い、許可を受けて利用する。</p>	<p>・地域クラブ活動は、学校その他の市の施設を利用する際には、施設使用の申請を行い、許可を受けて利用する。</p>
<p>・生徒の活動場所までの移動については、徒歩、自転車、保護者の送迎を基本とする。</p>	<p>・生徒の活動場所までの移動については、保護者の送迎、自転車、電車やバス等を利用する。</p>
<p>・認定地域クラブ活動指導者は、学校部活動の意義や目的を理解したうえで、中学生の多様なニーズに対応できる指導を目指す。</p>	<p>・地域クラブ活動指導者は、学校部活動の意義や目的を理解したうえで、中学生の多様なニーズに対応できる指導を目指す。</p>
<p>6.費用</p>	<p>5.費用</p>
<p>国から出された方針に従い、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討する。</p>	<p>原則、受益者負担とする。</p>
<p>・会費について</p>	<p>・会費について</p>
<p>(運営団体・実施主体) 各種目・活動の特性等を考慮し、できるだけ低廉な金額を設定し、徴収する。</p>	<p>(運営団体・実施主体) 年間を通して活動するに見合った金額設定を検討し、できるだけ早期に決定をする。</p>
<p>(教育委員会) 経済的に困窮する世帯の参加費用負担の軽減を含めた財政支援を検討し、実施する。</p>	<p>(教育委員会) 経済的に困窮する世帯の参加費用負担を軽減するなどの財政支援を検討し、実施する。</p>

議事 2 都留市地域クラブ活動基本方針（案）の変更について

<p>7.指導者の質と量の確保</p>	<p>6.指導者の質と量の確保</p>
<p>・市は、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を整備する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>・市並びに関係団体は、やまなし地域クラブ活動等人材バンクやスポーツ協会、文化協会、大学、スポーツ少年団等に働きかけ、認定地域クラブ活動指導者の確保に協力する。</p>	<p>・市並びに関係団体は、指導者バンクやスポーツ協会、文化協会、大学、スポーツ少年団等に働きかけ、地域クラブ活動指導者の確保に協力する。</p>
<p>・運営団体・実施主体は、日常的に学校など関係団体や地域と情報交換を行い、連携強化を図り、適切な認定地域クラブ活動指導者の確保に努める。また、認定地域クラブ活動指導者に対して、活動方針の共有並びに市や上部団体等が実施する研修等を通じて、指導力等の資質向上を図る。</p>	<p>・運営団体・実施主体は、日常的に学校など関係団体や地域と情報交換を行い、連携強化を図り、適切な地域クラブ活動指導者の確保に努める。また、地域クラブ活動指導者に対して、活動方針の共有並びに市や上部団体等が実施する研修等を通じて、指導力等の資質向上を図る。</p>
<p>8.大会参加</p>	<p>7.大会参加</p>
<p>・コンクール及び小中学校体育連盟主催の大会等においては、大会規定等に従い、コンクールや大会等に、参加を希望する中学生が参加できる体制をつくる。</p>	<p>・コンクール等及び小中学校体育連盟主催の大会においては、大会規定等に従い、学校単位及び合同チーム等での参加とする。今後地域クラブ活動の参加が認められた場合は、大会規定等に従い、参加をする。</p>
<p>・他の大会においては、中学生の志向やレベル、ニーズ等にあったコンクール、大会等を選択し、希望する中学生が参加できる体制づくりに取り組む。</p>	<p>・他の大会においては、中学生の志向やレベル、ニーズ等にあったコンクール、大会等を選択し、希望する中学生が参加できることを目指す。</p>
<p>9.都留市地域クラブ活動推進協議会の位置づけ</p>	<p>8.地域協議会の位置づけ</p>
<p>・休日部の活動の地域展開に向けた推進計画を策定し、生徒や保護者、地域等の関係者に対し、理解と協力を得られるよう取り組む。</p>	<p>・休日の部活動の地域移行に向けた推進計画を策定し、生徒や保護者、地域等の関係者に対し、理解と協力を得られるよう取り組む。</p>
<p>・休日部の活動の地域展開に向けた取組の進捗状況等を検証し、必要に応じて改善を提案する。</p>	<p>・休日の部活動の地域移行に向けた取組の進捗状況等を検証し、必要に応じて改善を提案する。</p>

議事3 都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）について

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」で、地域クラブ活動の認定制度が規定されたことにもない、国から出されたひな形を参考に、都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）を、別紙のように作成しました。

議事3 都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）について 本市独自の内容

別紙2 P2 第6条（認定の有効期間）

ひな型

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する【年度の年度末／年度の翌年度末／年度の翌々年度末】までとする。

都留市（案）

都留市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力が発生する日が属する年度の翌々年度末までとする。

議事3 都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）について

本市独自の内容

別紙2 P3 経過措置

ひな型

2 令和8年度末までの間は、▲▲▲は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件のうち、第●号、第●号又は第●号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

都留市（案）

2 令和8年度末までの間は、都留市教育委員会は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

議事3 都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）について

本市独自の内容

（新設）

P7 都留市認定地域クラブ活動認定要件確認書

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

学校部活動の地域展開が完了するまでは、山梨県小中学校体育連盟及びその他の団体の主催する大会・コンクール等への参加について、生徒が地域クラブ活動として参加するか、学校部活動（合同チームを含む）として参加するかを選択することができる。その際、生徒の自由な選択を妨げる行為は慎むこと。また、生徒の選択により不利益が起きないよう公平な指導を行うこと。

一基本方針一

認定地域クラブ活動は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、将来にわたり、本市の子供たちが豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実する。

1. 目指すところ

- ・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との考えの下、中学校部活動の地域展開を推進する。
- ・本市の教育振興基本計画にある「地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり」を推進する。
- ・子供たち（中学生）が、仲間や異世代との交流の中で、ともにスポーツや文化芸術活動に親しむ、楽しむ、支える、育てるなどの様々な体験ができる環境の整備を目指す。
- ・中学生が、認定地域クラブ活動と平日の学校部活動に違和感なく参加でき、多様なニーズに対応できる持続可能な体制を築く。

2. 実施時期

令和5年度よりできるところから実施をはじめ、認定地域クラブ活動の体制ができあがるまでは、中学生の平日と休日の活動が連携できるよう、学校部活動と認定地域クラブ活動が互いに併存する形とし、地域での活動が可能な種目・活動から地域に展開し、できるだけ早い時期に休日については、学校部活動を廃止し、認定地域クラブ活動の完全実施を目指す。

3. 地域クラブ活動の認定制度

地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることが主な目的である。

地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する活動である。

市は、地域クラブ活動についての認定要件及び認定手続等の認定制度を構築し、認定された活動を「都留市認定地域クラブ活動」という。

4. 推進体制の整備について

市は、部活動改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を行う。特に、地域クラブ活動の位置づけ（学校部活動の意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、丁寧に運営団体等への支援や指導助言等を行う。

運営団体は、各実施主体を統括し、運営・管理業務の中核部分を担う。また、スポーツ協会を含めた団体が、運営団体の担い手となるよう体制整備に取り組む。

実施主体は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施する。都留市スポーツ協会・都留市文化協会及びその加盟団体、都留アスリート倶楽部、大学、スポーツ少年団、保護者会等と連携・協力し、今後よりよい体制を検討する。

運営団体・実施主体は、中学生のスポーツや文化芸術活動の活動機会をつくる。その際、中学生の多様なニーズに応えるような活動を意識して取り入れる。

運営団体・実施主体は、できるだけ学校間の差を無くし、市全体を視野に入れた活動を目指す。

5. 活動

- ・文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」等に基づき、活動を行う。
- ・週当たり2日以上 of 休養日を設定する。1日の活動時間の目安は平日2時間程度、休日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。
- ・認定地域クラブ活動は、学校その他の市の施設を利用する際には、施設使用の申請を行い、許可を受けて利用する。
- ・生徒の活動場所までの移動については、徒歩、自転車、保護者の送迎を基本とする。
- ・認定地域クラブ活動指導者は、学校部活動の意義や目的を理解したうえで、中学生の多様なニーズに対応できる指導を目指す。

6. 費用

国から出された方針に従い、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討する。

・会費について

(保護者) 指導や運営に対して、経費負担を行う。

(運営団体・実施主体) 各種目・活動の特性等を考慮し、できるだけ低廉な金額を設定し、徴収する。

(教育委員会) 経済的に困窮する世帯の参加費用負担の軽減を含めた財政支援を検討し、実施する。

7. 指導者の質と量の確保

- ・市は、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を整備する。
- ・市並びに関係団体は、やまなし地域クラブ活動等人材バンクやスポーツ協会、文化協会、大学、スポーツ少年団等に働きかけ、認定地域クラブ活動指導者の確保に協力する。
- ・指導を希望する教員が兼職兼業の許可を受ける手続きを整備する。
- ・運営団体・実施主体は、日常的に学校など関係団体や地域と情報交換を行い、連携強化を図り、適切な認定地域クラブ活動指導者の確保に努める。また、認定地域クラブ活動指導者に対して、活動方針の共有並びに市や上部団体等が実施する研修等を通じて、指導力等の資質向上を図る。
- ・各学校は、平日指導を行う顧問と認定地域クラブ活動指導者が連携して指導に当たれるよう、関係団体や運営団体・実施主体に協力する。

8. 大会参加

- ・コンクール及び小中学校体育連盟主催の大会等においては、大会規定等に従い、コンクールや大会等に、参加を希望する中学生が参加できる体制をつくる。

- ・他の大会においては、中学生の志向やレベル、ニーズ等にあったコンクール、大会等を選択し、希望する中学生が参加できる体制づくりに取り組む。
- ・地域の方が、応援できる体制づくりを目指す。

9. 都留市地域クラブ活動推進協議会の位置づけ

- ・部活動の地域展開に向けた推進計画を策定し、生徒や保護者、地域等の関係者に対し、理解と協力を得られるよう取り組む。
- ・部活動の地域展開に向けた取組の進捗状況等を検証し、必要に応じて改善を提案する。

都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、都留市として認定地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第2条 都留市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること
- (6) 適切な運営体制が確保されていること
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、都留市が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

（認定申請）

第3条 都留市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、都留市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、都留市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を都留市教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 都留市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第4条 都留市教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認

めるときは、認定を行うものとする。

- 2 都留市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「都留市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 都留市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、都留市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 都留市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、都留市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 都留市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力が発生する日が属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 都留市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに都留市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第5号)により都留市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 都留市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに都留市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第6号)により都留市教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 都留市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに都留市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第7号)により都留市教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 都留市教育委員会は、都留市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- (3) 都留市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 都留市教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、都留市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、都留市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（都留市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第11条 都留市教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、都留市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（都留市認定地域クラブ活動に対する支援）

第12条 都留市教育委員会は、都留市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

（施行期日）

1 本要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年度末までの間は、都留市教育委員会は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

都留市教育委員会
教 育 長 様

団体名
代表者氏名

都留市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

都留市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 都留市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 都留市教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 名（うち、中学生 名）
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月 or 年 保険料： 円／年 その他： 円／年
12	添付書類	① 都留市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号） ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

都留市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※4}
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※4 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること^{※5}
- 学校部活動の地域展開が完了するまでは、山梨県小中学校体育連盟及びその他の団体の主催する大会・コンクール等への参加について、生徒が地域クラブ活動として参加するか、学校部活動（合同チームを含む）として参加するかを選択することができる。その際、生徒の自由な選択を妨げる行為は慎むこと。また、生徒の選択により不利益が起きないように公平な指導を行うこと。

※5 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等^{※6}を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※7}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※8}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること^{※9}
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※6 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※7 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※8 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※9 市が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※10}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※11}
- 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※10 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※11 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

都留市教育委員会
教 育 長 様

団体名
代表者氏名

年 月 日

様

都留市教育委員会
教 育 長

都留市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった都留市認定地域クラブ活動の認定申請について、「都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

(※必要に応じて記載)

以上

様式第4号（第5条第2項関係）

年 月 日

様

都留市教育委員会
教 育 長

都留市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、都留市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

以上

都留市教育委員会
教 育 長 様

団体名
代表者氏名

都留市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで都留市認定地域クラブ活動の認定を受けた都留市認定地域クラブ活動（活動名 ）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)
(旧)
5. 変更の理由

以上

都留市教育委員会
教 育 長 様

団体名
代表者氏名

都留市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで都留市認定地域クラブ活動の認定を受けた都留市認定地域クラブ活動（活動名）について、活動を休止するため、「都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

以上

都留市教育委員会
教 育 長 様

団体名
代表者氏名

都留市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで都留市認定地域クラブ活動の認定を受けた都留市認定地域クラブ活動（活動名）について、「都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第9条の規定により下記のとおり都留市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの申出の理由

以上

年 月 日

様

都留市教育委員会
教 育 長

都留市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで都留市認定地域クラブ活動として認定した都留市認定地域クラブ活動（活動名 ）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「都留市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの理由

以上

(参考) 認定地域クラブ活動指導者の登録にあたって御活用ください。

都留市認定地域クラブ活動指導者登録申請書 (例)

申請日： 年 月 日

ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名		年 齢	申請日時点を記載		
ふりがな					
住 所					
連 絡 先	TEL : 日中連絡のとれる番号を記載 E-mail :				
勤 務 先	勤務先名称： 勤務先住所：				
勤務先からの承認	<input type="checkbox"/> 了済み <input type="checkbox"/> これから確認する <input type="checkbox"/> 事業主のため確認不用 <input type="checkbox"/> その他 ()				
指導可能な競技等					
指導可能な競技等の活動歴・指導歴	活動団体・年数	○○クラブ ●●年 (xx年xx月～xx年xx月)			
	指導団体・年数	××クラブ ●●年 (xx年xx月～xx年xx月)			
保有資格・免許	保有している指導者資格や審判資格、教員免許等を記載				
指導可能地域	<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> 都留一中地区 <input type="checkbox"/> 都留二中地区 <input type="checkbox"/> 東桂中地区				
指導可能時間帯	<input type="checkbox"/> 土曜午前 <input type="checkbox"/> 土曜午後 <input type="checkbox"/> 日曜午前 <input type="checkbox"/> 日曜午後 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 平日 (●●●●●曜日の●●:●●～●●:●●)				
応募動機					

誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名